

○伊方町人口減少対策総合支援事業補助金実施要綱

令和5年11月1日

告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、愛媛県との連携による総合的な人口減少対策の取組みを促進し、結婚、妊娠及び出産を望む者の経済的不安を解消し、かつ、安心して子育てができる環境づくりを図るため、町が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 町税及び県税、使用料等の滞納がない者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていないこと。
- (4) 伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない者であること。
- (5) 次条各号に掲げる補助金の種類に応じた補助の要件に適合する者

(補助金の種類)

第3条 この告示で定める補助金の種類は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出産世帯応援補助金
- (2) 出産世帯奨学金返還支援補助金
- (3) 多子世帯リフォーム等支援事業補助金
- (4) UIJターン保育士支援補助金
- (5) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）
- (6) 出産子育て交通費助成金

(補助対象経費等)

第4条 前条に掲げる補助に係る補助対象者及び補助対象経費、補助限度額、提出書類等、交付申請受付期限、受付方法その他留意事項、申請受付窓口・問合せ先（以下、「補助対象経費等」という。）については、別表のとおりとする。ただし、出産子育て交通費助成金を除き、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 第3条第1項各号の補助金の申請及び請求は、人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び別表で定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、国、県その他の地方公共団体による補助金等の交付を受けた者又は受けようとしている者は、当該補助金等の額に相当する額を補助対象経費から差し引くものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定し、人口減少対策総合支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この告示の規定に違反したとき。
- （2） 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、人口減少対策総合支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、人口減少対策総合支援事業補助金全部（一部）返還請求書（様式第4号）により、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年7月31日告示第67号）

この告示は、令和6年7月31日から施行する。

附 則（令和 6 年12月25日告示第100号）

この告示は、令和 6 年12月25日から施行し、令和 6 年 7 月31日から適用する。

附 則（令和 7 年 7 月 1 日告示第68号）

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月20日告示第62号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 5 月20日から施行し、改正後の伊方町人口減少対策総合支援事業補助金実施要綱の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の伊方町人口減少対策総合支援事業補助金実施要綱の規定に基づき、令和 7 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

（1） 出産世帯応援補助金

1 補助対象者

令和 7 年 4 月 1 日以降に出生した児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育する父又は母（特別な事情があると町長が認めた者を含む。）。

ただし、対象児について、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた者は、その時期及び額に関わらず対象とならない。

2 補助対象経費

対象児童の母子健康手帳の発行日以降、対象児童の 1 歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までに購入し、支払いを完了した次のアからウまでの経費で、消費税、送料・配達料、設置工事費を含む。ただし、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外とする。

なお、クレジットカード等を用いた信用販売により購入した場合は、資金決済の完了を確認できる場合に限り補助対象とする。

ア 育児用品購入費

授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等）、衛生関連用品（紙おむつ、おしりふき、ベビークリーム等）、外出用品（チャイルドシート、ベビ

ーカー等)、新生児用ふとんセット、乳児用玩具、絵本、その他育児用品として町長が認めるもの

ただし、上記のうち紙おむつに関しては、第1子分に限る。

イ 時短家電購入費

家事関連用品(洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機)、調理関連用品(オーブンレンジ(トースター)、炊飯器、自動調理器(電気圧力鍋、電動ポット等)、フードプロセッサ)、その他町長が家事の時間短縮の効果を認めるもの

ウ 省エネ家電購入費

資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に型番が掲載された、統一省エネラベル2つ星以上の次の製品とする。

エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器

3 補助金額

ア 令和7年4月1日以降に、父母ともに35歳以下で児童を出産した世帯 10万円

イ 令和7年4月1日以降に、児童を出産した世帯(アの世帯を除く。) 9万円

なお、対象児童が出生した日が属する年度(以下「出生年度」という。)の交付要綱において補助対象であった世帯が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けた出産世帯応援補助金の額が上記の補助金額に未達の場合は、その翌年度に限り、上記の補助金額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を交付する。

4 提出書類

(1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 出産世帯応援補助金申請明細書

(3) 補助金振込先口座の通帳写し等(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの)

(4) 申請者、配偶者等(ひとり親世帯において対象児童の認知者がいる場合は認知者。以下同じ。)及び対象児童(以下これらを「関係3者」という。)の関係性が分かる書類(住所、続柄及び対象児童の出生日時点の父母の年齢を確認することができる場合は住民票、確認できない場合は関係3者の関係性等が確認できる戸籍謄抄本及び附票)

ただし、認知者のいないひとり親世帯にあつては、申請者と対象児童に関する上記内容が分かる書類

(5) 対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分か

る部分の写し

(6) 領収書原本（商品名、購入日等が明記されているもの。クレジットカード等で購入した場合は、利用明細書及び当該金額が申請者名義の口座から支払われたことが分かる資料）、ただし、出産世帯応援補助金申請明細書において、補助対象経費の品目の購入を誓約する場合は、10万円を上限に領収書の添付を省略することができる。

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

(1) 受付期限：令和9年3月15日（月曜日）必着

(2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

(3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。

(2) 出産世帯奨学金返還支援補助金

1 補助対象者

令和7年4月1日以降に出生した児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育する父又は母（特別な事情にあると町長が認めた者を含む。）。

ただし、対象児について、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた者は、その時期及び額に関わらず対象とならない。

2 補助対象経費

対象児童の母子健康手帳の発行日以降、対象児童の1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までに、申請者及び同居する配偶者が返還した、次の奨学金（繰上

償還を含む。)

ただし、他の奨学金返還支援事業により同一の期間を対象とした給付を受けている場合は当該期間に係る返還額を対象外とするほか、過去又は現在において返還金を滞納した事実があるときは、全部の期間を対象外とする。

ア 日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金

イ 愛媛県奨学資金

ウ 伊方町奨学資金

エ その他町長が認めた奨学金等

3 補助限度額：20万円（奨学金の返還者1人当たり）

申請者及び配偶者のいずれも補助対象となる奨学金を返還した世帯にあつては、それぞれ20万円を上限として合計40万円が交付限度額となるが、いずれか1人の返還金に対して20万円を超えて交付することはできない。

なお、対象児童が出生した日が属する年度（以下「出生年度」という。）の交付要綱において補助対象者であった者が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けたこの補助金の額が補助上限額に未達の場合は、その翌年度に限り、補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を限度として交付する。

4 提出書類

(1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 出産世帯奨学金返還支援補助金申請明細書

(3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）

(4) 申請者、配偶者等（ひとり親世帯において対象児童の認知者がいる場合は認知者。以下同じ。）及び対象児童（以下これらを「関係3者」という。）の関係性が分かる書類（住所、続柄及び対象児童の出生日時点の父母の年齢を確認することができる場合は住民票、確認できない場合は関係3者の関係性等が分かる戸籍謄抄本及び附票）

ただし、認知者のいないひとり親世帯にあつては、申請者と対象児童に関する上記内容が分かる書類

(5) 対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し

(6) 奨学金等の貸与を証する書類（奨学金貸与機関が発行したもの）

(7) 補助対象期間中に奨学金等を返還したことを証する領収書等（預金通帳の名義人

及び返還額が分かる部分の写し又は領収証等の写し)

(8) 返還開始後、滞りなく返還していることを確認するため、申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し(預金通帳、領収書等の写し)

(9) 返済計画を確認することができる書類

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

(1) 受付期限：令和9年3月15日(月曜日)必着

(2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口に持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

(3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例(平成17年伊方町条例第3号)第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。

(3) 多子世帯リフォーム等支援事業補助金

1 補助対象者

令和7年4月1日以降に児童を出産し、当該出生児童(以下「対象児童」という。)の父となった者及び母となった者であって、対象児童の兄又は姉であって18歳未満である者と現に同居してこれを監護し、かつ、生計を同じくする者

ただし、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた者は、その時期及び額に関わらず対象とならない。

2 補助対象経費

対象児童の母子健康手帳の発行日以降、対象児童の1歳の誕生日の前日(以下「誕生日前日」という。)までに契約し、支払いを完了した次のア及びイの経費で、消費税を含む。

ただし、倉庫、車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事及びエアコン、洗濯機等の家電購入並びに設置に係る費用については対象外とする。

ア 住宅リフォーム費用

増改築工事（間取りの変更等）、バリアフリー改修工事（段差の解消、手すりの設置、通路幅等の拡張）、生活関連設備改修工事（キッチン、トイレ、洗面所、浴室等の設置や改修）その他町長が子育てしやすい環境づくりに寄与するリフォーム工事として、適当であると認めるもの

イ 引越費用

申請時に居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費その他町長が子育てしやすい環境づくりに寄与する引越しとして、適当であると町長が認めるもの

3 補助限度額：20万円（同居する18歳未満の兄弟姉妹が1人の場合）

30万円（同居する18歳未満の兄弟姉妹が2人以上の場合）

なお、対象児童が出生した日が属する年度（以下「出生年度」という。）の交付要綱において補助対象であった世帯が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けたこの補助金の額が補助上限額に未達の場合は、その翌年度に限り、補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を限度として交付する。

4 提出書類

- (1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 多子世帯リフォーム等支援事業補助金申請明細書
- (3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- (4) 対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し
- (5) 住宅リフォームに係る契約書の写し（住宅リフォーム費用の場合）
- (6) 補助対象工事部分を写したカラー写真（住宅リフォーム費用の場合）
- (7) 補助対象工事の内容が確認できる図面（軽易な工事である場合を除く。）（住宅リフォーム費用の場合）
- (8) 住宅の所有者が確認できる書類の写し（住宅リフォーム費用の場合）
- (9) 補助対象経費に係る領収書原本（経費の内容、領収日等の記載があるものに限る。）。ただし、原本によりがたい特別な事情があると町長が認めたときは、領収書

の写しをもってこれに代えることができる。

(10) 世帯全員の住所、続柄及び年齢を確認することができる書類

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

(1) 受付期限：令和9年3月15日（月曜日）必着

(2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものみなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

(3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合にあっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。

(4) UIJターン保育士支援補助金

1 補助対象者

次のいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 令和8年3月1日以降に愛媛県外から本町に転入し、町内に所在する伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊方町条例第20号）第2条第4号に掲げる保育所（以下「保育所」という。）で、都道府県知事が発行した保育士証を有する保育士として常勤する者

(2) 愛媛県内の指定保育士養成施設に入学し、卒業の翌年度までに町内での保育所で初めて保育士として常勤する者

(3) 町内に在住していた者であっても、愛媛県内外の指定保育士養成施設に入学し、卒業の翌年度までに町内の保育所で初めて保育士として常勤する者

2 補助対象経費

令和8年3月1日以降、かつ、保育施設等に雇用されることが確定した日以降に契約

又は購入し、支払いを完了した次のアからウまでの経費で、消費税を含む。

ア 引越費用

町外から現在居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費

イ 不動産契約仲介料、家賃、共益費

敷金、入居物件の所有者に対する礼金は対象としない。

申請者本人又は配偶者の2親等以内の親族が所有する物件に入居した場合は補助対象としない。

住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場合は補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。

職場からの家賃補助がある場合、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額が補助対象経費となる。

ウ 生活用品購入費（洗濯機、冷蔵庫、テレビ等）

送料・配達料、設置工事費は補助対象とするが、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。

なお、クレジットカード等を用いた信用販売により購入した場合は、資金決済の完了を確認できる場合に限り補助対象とする。

3 補助限度額：20万円（1人1回限り）

4 提出書類

- (1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) UIJターン保育士支援補助金申請明細書
- (3) 雇用証明書（勤務先の保育施設等が発行したもの）
- (4) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- (5) 愛媛県外から本町内に転入した場合は、転入したこと及び転入日が分かる書類（住民票等）
- (6) 指定保育士養成施設を卒業後1年以内に勤務した場合は、卒業を証明する書類（卒業証明書等）
- (7) 契約書（ア又はイのうち不動産契約仲介料を補助対象とする場合）、明細書（アの場合）又は賃貸借契約書（イのうち家賃を補助対象とする場合）の写し

(8) 領収書原本（領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。）

(9) 配置、設置後の写真及び保証書写し（ウのうち家電等を購入した場合）

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

(1) 受付期限：令和9年3月15日（月曜日）必着

(2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

(3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。

(5) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）

1 補助対象者等

(1) 交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された婚姻届の提出時点で夫婦とも29歳以下かつ本表に定める交付要件を満たす世帯

(2) 夫婦の双方が、申請日までに次のいずれかの講座を受講していること。

ア ライフデザイン支援講座

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座

(3) 交付申請年度の前年度に結婚新生活支援補助金の交付決定及び補助金の受給を受けた世帯であって、その受給額が以下に定める1世帯当たりの上限額に達しなかった

世帯

ただし、以下に該当する場合は補助対象としない。

ア 夫婦のうちいずれか1人又は両人が国、県その他地方公共団体が行う地域少子化対策重点推進交付金若しくはえひめ人口減少対策総合交付金又はその両方を財源とした、本補助金と同趣旨の補助金交付を受けている場合。ただし、本市において、上記(2)に該当する世帯を除く。

イ 令和5年4月1日以降に離婚した同一の者同士が再婚した場合

2 世帯の所得の算出方法

世帯の所得の算出方法については、伊方町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和4年伊方町告示第53号。以下「結婚新生活支援事業補助金交付要綱」という。）を準用する。

3 補助対象経費及び補助限度額

交付申請年度の4月1日以降に契約又は購入し、支払を完了した次の費用

ア 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場合は補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。

職場からの家賃補助がある場合は、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額を補助対象経費とする。

申請者又は配偶者の2親等以内の親族が所有する物件に入居した場合の家賃費用は補助対象経費としない。

イ 引越費用

申請時に居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費に限る。

① 補助限度額：1世帯当たり

夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円以上660万円未満の世帯 20万円

ただし、結婚新生活支援事業補助金交付要綱に規定する伊方町結婚新生活支援事業補助金との重複受給を認めない。

補助対象経費の詳細に関し、本要綱に記載のない事項は、結婚新生活支援事業補助金交付要綱を準用する。

ウ 時短家電及び省エネ家電購入費

② 補助限度額：一世帯当たり

夫婦とも29歳以下かつ世帯所得660万円未満の世帯 20万円

時短家電及び省エネ家電の詳細については、別表（1） 出産世帯応援補助金における「イ 時短家電購入費」及び「ウ 省エネ家電購入費」の規定を準用し、「ウ 省エネ家電購入費」の対象製品については、電気便座及びテレビを加える。

ただし、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外とする。

なお、クレジットカード等を用いた信用販売により購入した場合は、資金決済の完了を確認できる場合に限り補助対象とする。

以上アからウまでの経費については、いずれの要件にも該当する場合に限り重複申請を認める。

4 提出書類等

- (1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）申請明細書
- (3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- (4) 婚姻届提出日が分かる書類（夫婦の氏名が記載された戸籍謄本等）
- (5) 夫婦の申請時点の住所及び生年月日が分かる住民票
- (6) 夫婦の直近の所得証明書（7月1日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）、奨学金の返還状況が分かる資料
- (7) 補助対象として申請する金額の根拠が分かる資料の写し（各種契約書等）
- (8) 領収書原本（商品名、購入日等が明記されているもの。クレジットカード等で購入した場合は、利用明細書及び当該金額が申請者名義の口座から支払われたことが分かる資料）

領収証が発行されていない場合は、補助対象経費が引き落とされたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。

- (9) アのうちリフォーム費用を対象とする場合は工事前後の写真

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- (1) 受付期限：令和9年3月15日（月曜日）必着
- (2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口に持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

- (3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。

(6) 出産子育て通院交通費助成金

1 補助対象者

助成金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により町の住民基本台帳に記載されており、医療機関等に通院している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、受診内容に関し健康保険適用の有無は問わないものとする。

- (1) 妊娠を望み妊娠前の検査又は不妊治療を受けている夫婦
- (2) 妊産婦（母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出が受理された日の属する月の初日（他市町村で母子健康手帳の交付を受けて転入した場合は、転入届を提出した日）から出産（流産及び死産の場合を含む。）した日の属する月の翌々月の末日までの者をいう。）
- (3) 未就学児及び当該児童を養育する親等

2 補助対象経費

助成金の交付対象となる経費は、令和7年3月1日以降に補助対象者が自宅から医療機関等への通院に要する次の費用とする。

- (1) 自家用車及びバス利用に係る経費（以下「自家用車等」という。）

※経費の基準額については4 自家用車等の基準額のとおりとする。

- (2) 公共交通機関（バスを除く）利用に係る実費

(3) タクシー利用に係る実費

3 補助限度額：対象者1人当たり 年間 20万円 1日当たり 2万円

ただし、同日に複数人の通院のために自家用車等及びタクシーを利用した場合は、重複して支給しない。

4 自家用車等の基準額

自家用車等の利用に当たっては、次の片道の距離に応じた往復金額とし、入院等により片道の場合は1/2の額とする。

- ① 5km以上10km未満 300円
- ② 10km以上20km未満 700円
- ③ 20km以上30km未満 1,400円
- ④ 30km以上40km未満 2,100円
- ⑤ 40km以上50km未満 2,800円
- ⑥ 50km以上60km未満 3,500円
- ⑦ 60km以上70km未満 4,200円
- ⑧ 70km以上80km未満 4,900円
- ⑨ 80km以上90km未満 5,600円
- ⑩ 90km以上100km未満 6,300円
- ⑪ 100km以上110km未満 7,000円
- ⑫ 110km以上120km未満 7,700円
- ⑬ 120km以上130km未満 8,400円
- ⑭ 130km以上140km未満 9,100円
- ⑮ 140km以上150km未満 9,800円
- ⑯ 150km以上160km未満 10,500円
- ⑰ 160km以上170km未満 11,200円
- ⑱ 170km以上180km未満 11,900円
- ⑲ 180km以上190km未満 12,600円
- ⑳ 190km以上200km未満 13,300円
- ㉑ 200km以上210km未満 14,000円
- ㉒ 210km以上220km未満 14,700円
- ㉓ 220km以上230km未満 15,400円
- ㉔ 230km以上240km未満 16,100円

- ㊸ 240km以上250km未満 16,800円
- ㊹ 250km以上260km未満 17,500円
- ㊺ 260km以上270km未満 18,200円
- ㊻ 270km以上280km未満 18,900円
- ㊼ 280km以上290km未満 19,600円
- ㊽ 290km以上 20,000円

5 提出書類

- (1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- (3) 通院申告書
- (4) 受診者氏名、通院日及び医療機関名等が確認できるもの1点以上（領収書、処方された薬剤情報、通院証明書、その他受診者氏名、通院日及び医療機関名等が確認できるもの）

6 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- (1) 受付期限
 - ① 令和8年3～5月受診分 令和8年6月1日～7月15日
 - ② 令和8年6～8月受診分 令和8年9月1日～10月15日
 - ③ 令和8年9～11月受診分 令和8年12月1日～令和9年1月15日
 - ④ 令和8年12月～令和9年2月受診分 令和9年3月1日～15日
- (2) 受付方法：提出書類等を7の申請受付窓口を持参又は郵送すること。
ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。
なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。
- (3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

7 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課
電話0894—38—0217

受付時間：午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる町の休日を除く。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

伊方町長 様

申請者	住所		電話番号	自宅	()
	氏名 (署名又は 記名押印)			携帯電話	()

人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書兼請求書

伊方町人口減少対策総合支援事業補助金の交付を受けたいので、以下のことを同意及び宣誓の上、関係書類を添えて申請します。

申請及び請求に当たり、以下の事項に同意及び宣誓します。(内容を確認し☑記入すること。)

申請日時点において、町税及び県税、使用料等の滞納はありません。なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

同一の世帯に属する者全員が、生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者に該当しません。

伊方町暴力団排除条例(平成 23 年伊方町条例第 20 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有しておりません。

町長が必要と判断した場合、申請書類に記載された情報を他の官公署等に照会し、又は提供することについて同意します。

この申請書及び提出書類の内容は、事実と相違ありません。

これら誓約事項及び申請内容に虚偽又は誤りがあり、町から補助金返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。

交付申請額及び請求額 ※金額を修正したものは認めない。				,000円			
申請及び請求する補助金の種類 (右の該当項目に☑記入すること。)				<input type="checkbox"/> (1)出産世帯応援補助金 <input type="checkbox"/> (2)出産世帯奨学金返還支援補助金 <input type="checkbox"/> (3)多子世帯リフォーム等支援事業補助金 <input type="checkbox"/> (4)U I J ターン保育士支援補助金 <input type="checkbox"/> (5)結婚新生活支援補助金(所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入) <input type="checkbox"/> (6)出産子育て通院交通費助成金			
振込先口座	金融機関		銀行 信用金庫 農協・漁協	支店名		本店営業部 支店 支所	
		口座種別	普通・当座	口座番号 (右詰め記載)			
	フリガナ						
	口座名義人 (申請人と同じ)						

※補助金の種類に応じた申請明細書を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

人口減少対策総合支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊方町長

印

年 月 日付けで申請のあった伊方町人口減少対策総合支援事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助の種類

- (1) 出産世帯応援補助金
- (2) 出産世帯奨学金返還支援補助金
- (3) 多子世帯リフォーム等支援事業補助金
- (4) U I J ターン保育士支援補助金
- (5) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）
- (6) 出産子育て通院交通費助成金

2 交付金額 金 _____ 円

3 交付の条件

- (1) この補助金を補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 伊方町人口減少対策総合支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならないこと。
- (3) 要綱に基づく町長の命令及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の決定後においても交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額を町に返還すること。

様式第3号（第7条関係）

人口減少対策総合支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

伊方町長 印

年 月 日付第 号で交付決定した伊方町人口減少対策総合支援事業補助金については、下記のとおり交付決定の全部・一部を取り消したので、伊方町人口減少対策総合支援事業補助金実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助金種類			
交付決定額			円
交付取消額			円
取消しの内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額の一部 <input type="checkbox"/> 交付決定額の一部		
	一部取消額の内訳		円
			円
理由			

様式第4号（第8条関係）

人口減少対策総合支援事業補助金全部（一部）返還請求書

第 号
年 月 日

様

伊方町長



年 月 日付第 号で交付決定の全部又は一部の取消しを通知した伊方町人口減少対策総合支援事業補助金について、伊方町人口減少対策総合支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり補助金の一部・全部の返還を請求します。

返還請求金額	円
--------	---

補助金の種類	
交付額	円
交付取消額	円
補助金交付年月日	年 月 日
返還の期限	年 月 日まで